

# 記載例3 退職により、普通徴収に切り替える場合

該当する番号を○で囲んでください。  
 1. 現に特別徴収をしており、かつ、次年度分の給与支払報告書を未提出の場合  
 2. 現に特別徴収をしておらず、かつ、次年度分の給与支払報告書を特別徴収として提出済みの場合  
 3. 現に特別徴収をしており、かつ、次年度分の給与支払報告書を特別徴収として提出済みの場合

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号又は法人番号を記載してください。  
 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

給与所得者の個人番号を記載してください。

この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

令和3年12月10日 提出		焼津市長 殿		給与支払者 特別徴収義務者		〒 425 - 0022 所在地 焼津市本町2-16-32		特別徴収義務者 指定番号 40001234		年度 <b>1</b> 現年度 <b>2</b> 新年度 <b>3</b> 両年度	
		フリガナ スルガ カズオ		フリガナ ヤイツギンコウ		氏名又は名称 やいづ銀行 株式会社		宛名番号 6		所属 人事課	
氏名 駿河 一男		フリガナ カズオ		フリガナ ヤイツギンコウ		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		担連者先		氏名 静岡 花子	
生年月日 昭和 36 年 3 月 4 日		特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日 令和 3 年 11 月 30 日		電話 054-626-XXXX 内線 ( )	
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		受給者番号 54321		6 月分から 12 月分まで		1 月分から 5 月分まで		異動の事由 1. 退職 2. 退職・長期欠勤 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 [7.その他]の事由・理由 ( )		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所 焼津市鵜ヶ島1-1		60,400 円		35,400 円		25,000 円					
異動後の住所 同上											

焼津市における特別徴収義務者指定番号を記載してください。

この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

「年度」欄の「2」を○で囲んだ場合（給与支払報告に係る給与所得者異動届出書）は、(ア)~(ウ)欄の税額及び月分の記載は不要です。

特別徴収継続又は一括徴収に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を
所在地		担当 先者連絡	所属 氏名	_____ 月分（翌月10日納入期限分）から
フリガナ		電話		徴収し、納入するよう連絡済みです。
氏名又は名称		内線 ( )	受給者番号 (必要な場合のみ記載)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
			右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日		_____ 月分（翌月10日納入期限分）で
				円 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 3 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	宛名番号		<input type="checkbox"/> 月割額連絡 済
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	※市町村記入欄		<input type="checkbox"/> 引抜きリスト 済
	3. 死亡による退職であるため			<input type="checkbox"/> 還スト・督スト 済
				<input type="checkbox"/> 控え返送・受領FAX 済
				<input type="checkbox"/> 税通(個人・事業所)

右に掲げる1~3の理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。